

社団法人京都市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人京都市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を京都市中京区西ノ京東中合町2番地に置く。

2 センターは、従たる事務所を京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1パセオダイゴロー西館内及び京都市中京区押小路通堀川西入二条城町541番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (5) 高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施
- (6) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業
- (7) 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種類とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 京都市に居住する者で、原則として60歳以上のものであること。

(2) 健康で働く意欲を持つ者であって、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望するものであること。

3 特別会員は、センターに功労があった者、学識経験者等で、センターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

4 賛助会員は、京都市に居住し、又は事務所が所在する個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費規約により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 正会員がつぎのいずれかに該当するとき又は特別会員が第1号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡又は解散したとき。

(2) 京都市に居住しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の趣旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に違反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決により、その会員を除名することができる。

ただし、その会員に対し、議決の前に会員の意志に基づき、弁明の機会を与えるものとする。

(抛出金品等の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び選任)

第 11 条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 1 名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理事 15 名以上 20 名以内 (理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2 名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において、理事の互選により定める。

4 役員 の 任 期 中 に 欠 員 が 生 じ た 場 合 に お い て 、 や む を 得 な い 事 情 が あ る と き は 、 理 事 会 に お い て 選 任 し 、 次 期 の 総 会 に お い て 承 認 を 得 な け れ ば な ら ない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第 12 条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、業務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任期)

第 13 条 役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 た だ し 、 補 欠 又 は 増 員 に よ る 役 員 の 任 期 は 、 前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第15条 役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会及び理事会

(種別)

第16条 センターの会議は総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第19条 定期総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員及び特別会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき。

3 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から会議の目的を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の場合理事会の決定のあった日又は請求のあった日から60日以内に臨時総会を、同条第3項の場合は請求のあった日から30日以内に理事会に招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに会議の構成員に対して通知しなければならない。ただし、理事会については、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員又は特別会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、総会に出席した正会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数，理事会にあっては，その理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過概要及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には，議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産）

第26条 センターの資産は，次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第27条 センターの資産は，理事長が管理し，その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

（経費の支弁）

第28条 センターの経費は，資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第29条 センターの事業計画及び収支予算は，年度開始前に理事長が作成し，総会の議決を経て定める。

- 2 前項の規定にかかわらず，やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しないときは，予算の成立するまで前年度の予算に準じ，収支支出を行うことができる。
- 3 前項による収入支出は，新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 理事長は，第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは，総会の議決を経なければならない。ただし，軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告及び決算)

第30条 センターの事業報告及び収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その収支計算書、正味財産増減計算書(正味財産の増減が、きわめて少額である場合等相当な理由があるときを除く。)、貸借対照表及び年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第31条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第32条 前条の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(事業年度)

第33条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(設置等)

第34条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は専務理事が兼務することができる。

4 事務局の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(変更)

第35条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、京都府知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、センターの設立許可のあった日から施行する。

2 センターの設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、最初の定期総会の日までとする。

3 センター設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条第2項第2号及び第29条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 センターの設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

この定款は、センターの定款変更認可のあった日(昭和63年7月9日)から施行する。

改 正

この定款は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年8月1日から施行する。